

お知らせ

大阪市立新北島中学校 学校協議会の会議を、次のとおり開催します。

令和7年4月11日

大阪市立新北島中学校 学校協議会 会長 前重 興亮

1 開催日時

令和7年4月23日（水） 午後6時30分から午後7時30分まで

2 開催場所

大阪市立新北島中学校 4階 多目的室

3 案件

- 年間計画について
- 令和7年度「運営に関する計画」(案)について
- その他

4 傍聴者の定員

5名

5 傍聴手続

傍聴希望者は、会議前日の午後5時までに、受付において申し込み、会長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて会場に入場することができます。

なお、傍聴の申込手続は先着順で行いますので、定員になり次第、申込手続を終了します。

6 問い合わせ先

学校協議会事務局（本校教頭 松田 尚之）

（電話 06-6683-0071）

学校協議会の会議の傍聴にあたって

- 1 傍聴者は、会場においては、次の注意事項を遵守してください。
 - (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
 - (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
 - (3) 飲食又は喫煙をしないこと
 - (4) 携帯電話などは受信音を出さないこと
 - (5) 写真撮影、録画及び録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
 - (6) 会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
 - (7) その他、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

- 2 傍聴者は、会場においては、会長又は事務局の指示に従ってください。

- 3 1の注意事項に傍聴者が違反したときには、会長から注意を行います。それでもなお、注意に従わない方には、退場していただくことがあります。

大阪市立新北島中学校 学校協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市立新北島中学校 学校協議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 傍聴を認める定員は5名以内とする。ただし、会長が必要と認めた場合については、この限りでない。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、会議前日の午後5時までに、先着順に受付において申し込み、会長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて会場に入場するものとする。

(傍聴者の守るべき事項)

第3条 傍聴者は、会場においては次の事項を守らなければならない。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話などは受信音を出さないこと
- (5) 写真撮影、録画及び録音等を行わないこと。ただし、会議の議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

(違反者に対する措置)

第4条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、議長(会長)はこれを注意し、なおこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。